

一般社団法人日本保育保健協議会

雑誌「保育と保健」投稿論文と本協議会が主導する研究における 利益相反管理規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本保育保健協議会は、「科学研究における利益相反 (Conflict of Interest : COI) の管理に関する指針」に基づき、研究の公正性、信頼性を確保するため、COI管理規程を設ける。

(COI審査の方法とCOI審査委員会での審査対象)

第2条 雑誌「保育と保健」への投稿論文の投稿者は本協議会が別に定めるCOI開示規定に則った申告を各自で編集委員会に申告する。編集委員会はこれを書面にて確認する。

- 2 本協議会が主導して行う研究の実施代表者と主たる研究者は研究の実施前に研究計画書と共に本協議会が別に定めるCOI開示規定に則った申告を理事会に提出する。
- 3 編集委員会あるいは理事会が投稿論文あるいは研究のCOIについてCOI審査委員会での審査が必要と判断した場合、あるいは、会員その他から論文や研究に関するCOI審査請求があった場合、論文あるいは研究に関するCOI審査委員会を開催して審査する。
- 4 COI審査委員会での審査対象は、雑誌「保育と保健」への投稿論文の場合は投稿者全員、本協議会が主導して行う研究の場合は主たる研究者をCOI審査の対象とする。なお、研究者と生活を一にする一親等の者についても研究におけるCOIが想定される経済的な利益関係がある場合には、COI審査委員会での検討対象となりうる。

(COI審査委員会委員の構成)

第3条 COI審査委員長(以下委員長)は、当協議会会長が行う。

- 2 COI審査委員(以下委員)は、当協議会役員2名と学識経験者1名、外部の法律に精通した識者1名で構成する。

(審議方法)

第4条 論文投稿者や研究者等はCOI審査委員会に出席し、論文あるいは研究計画を「利益相反」「個人情報保護」「インフォームドコンセント」「倫理面の配慮」の視点から説明しなければならない。

- 2 その場合業務委託先があれば、同様に言及しなければならない。
- 3 COI審査委員会は、必要に応じて外部の学識経験者の意見を聞くことができる。

(COI審査委員会の開催・定足数及び議決)

第5条 COI審査委員会委員長は、議案が発生したら、可及的速やかにCOI審査委員会を招集しなければならない。

- 2 委員の過半数の出席及び外部の法律に精通した識者の出席で委員会は成立し、委員長を含む出席した委員の過半数の賛成をもって決議する。
- 3 但し、委員長が検討内容を軽微と判断した場合は、書面による電子審議を行うことができる。この場合委員全員の同意を必要とする。

(議事録)

第6条 COI審査委員会の書記は、出席委員の中から選任し、議事録署名は出席委員全員が行う。

- 2 また、議事録の保管は、事務局とし、会議資料とともに10年間保存する。

(COI審査委員会委員長の義務)

第7条 COI審査委員会委員長は、審査結果に基づき、COI開示基準に誤りや嘘の申告のあった雑誌「保育と保健」に掲載された論文の削除を求めることが出来る。

- 2 COI審査委員会委員長は、審査結果に基づき、研究者等に研究計画の「部分修正」や「中止」などの意見や助言をすることができる。

(研究者等の義務等)

第8条 研究者等は、COI審査委員会の意見を尊重し、改善が必要な場合は、研究者等の意見書に対する見解をCOI審査委員会に報告しなければならない。

- 2 COI審査委員会の決定に不服がある場合は、COI審査委員会に再審査を請求することができる。

(その他)

第9条 本規定の記載のない事項は、「厚生労働科学研

究における利益相反管理に関する指針」(平成20年3月31日)、文部科学省・厚生労働省が策定した「疫学研究に関する倫理指針」(平成14年6月17日)並びに「個人情報保護法」に準拠する。

第10条 本規定の改変は、理事会の決議による。

附則 本規定は平成25年4月14日から施行する。

以上